

類聚名義抄片

カシ

〔倭訓栄前編六〕かし○中 倭名抄に、戯舸をよめり、所以繫舟と注せり、萬葉集に、かしふるとも、かしふりたて、ともよめる是也、今も亥かいへり、河岸なども書り、即もやひ桟也。

〔肥前風土記杵島郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇行景巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船狀歌之穴治水自出、一云、船泊之處、自成一島、天皇御覽、詔群臣等曰、此郡可謂狀歌島郡、今謂杵島郡訛之也。

〔萬葉集七〕雜歌、羈旅作
舟盡可志、振立而廬利爲名、古江乃濱邊過不勝鳬、

〔傍廂後篇〕舟の名を何丸といふ事

船の名を何丸となづくる事、或人の説に、まろはもと卑下の詞にて、みづからの事をまろといへるは、我といふ義にて、後世俗にいふ拙者私などいへると同意なり、さる故にみづからの名を、何麿某丸と稱せしも、卑下の稱なるを、後には親しみていふ詞となりて、草刈鎌を鎌丸といひし事、萬葉集の歌にあり、小虫を、蛇蠍丸、蛇蠍丸などいひし事、和名抄にあり、されば身の守りとして、たのみ思ふ劔刀の類に、小鳥丸、鬼丸、友切丸などの名あり、後々は親しみ詞が美稱となりて、小兒の名に何丸と號けたるが、又後には高貴の嫡、また寺院の兒童にのみありて、凡下の少童には憚るべき事となりにたり、大船を何丸と號けしも、萬里の波濤をわたる故に、命にかけし名なりしを、後又美稱となりて、ちひさき舟には號けがたき事となりにたり、○中されば丸は卑下より親愛に移り、親愛より美稱にうつりたるなり、外に故ある事にはあらず。

〔日本書紀十卡拉ノ古事記下德〕此之御世、免寸河之西、有一高樹、其樹之影、當旦日者、逮淡道島、當夕日者、越高安山、故切枯野。

綱命位名